

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年 5月12日
発信課 担当者	地域振興部地域振興課 小原・石川
連絡先	電 話 25-5316・6212
	F A X 27-3466
	E-mail chiikishinko@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input checked="" type="checkbox"/> 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	5月 12日 ~ 6月 2日
発表項目 (行事名)	まちなかプラチナベース構築支援業務委託公募型プロポーザルの実施について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>まちなかプラチナベースの方向性や実現を目指した基本構想(案)、事業展開などを構築するため、まちなかプラチナベース構築支援業務委託について、公募型プロポーザルにより参加希望者を募集しますので、報道方よろしくお願ひします。</p> <p>まちなかプラチナベースとは 「旭川版 CCRC」といえる、本市中心部の持つ医療、福祉、商業などの都市機能を生かし、市内外の高齢者などが仕事や地域の役割など、生きがいを持って、安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。また、平成27年10月に策定した旭川市まち・ひと・しごと総合戦略において、人口減少抑制に向けた具体的な施策として位置付けております。</p> <p>○実施要領配布期間(参加表明書提出期間) 5月12日~6月1日 ○企画提案書提出期間 6月2日~6月12日 実施要領は旭川市ホームページからダウンロード可能です。 ホーム>事業者向け>入札・契約>入札・契約情報>委託・賃貸借</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> (まちなかプラチナベース構築支援業務委託プロポーザル実施要領)
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

まちなかプラチナベース構築支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

旭川市地域振興部地域振興課

目次

第 1	目的	1
第 2	業務内容	1
第 3	契約担当部局	2
第 4	参加資格要件	3
第 5	参加表明手続	3
第 6	企画提案書作成要領	4
第 7	参加表明及び企画提案に係る質問	6
第 8	失格事項	6
第 9	企画提案書の審査方法	6
第 10	審査結果の通知	8
第 11	契約の締結	8
第 12	留意事項	8
第 13	スケジュール	9
	(別紙) 本市が提供する調査結果等	10
	(様式第 1 号) 参加表明書	11
	(様式第 2 号) 質疑応答書	12
	(様式第 3 号) 企画提案書	13

まちなかプラチナベース構築支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

まちなかプラチナベース構築支援業務委託（以下「本業務」という。）の内容並びに本業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

全国的に少子高齢化、人口減少が進んでいる中、本市においても早期に人口減少の抑制に取り組むと同時に、高齢者がそれぞれの健康状況に応じて、生きがいを持ちながら安心して生活できる環境を整えていく必要がある。

こうした課題に対応するため、国においては東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す「生涯活躍のまち(日本版 CCRC)」構想により、地方創生を進めようとしている。

北海道の中央に位置する本市は、北北海道の拠点都市として、地元や周辺の豊かな食材に恵まれているほか、地震をはじめとした自然災害が少なく、空港や鉄道網などの交通機関も充実している。

また、その中心部には、文教施設や商業施設などの様々な都市機能が集積していることに加え、医療機関が充実しており、高齢者住宅などの福祉施設も多く立地している。また「あさひかわ北彩都ガーデン」や、ジョギングやサイクリング等を楽しめる河川空間などが歩いて行ける範囲に立地しており、豊かな自然の中で健康的に暮らすことができる都心環境を有している。このほかにも、旭川駅付近には地元医療機関による健康予防医療拠点「(仮称) ウェルネスセンター」の建設が計画されているなど、医療・健康機能の更なる充実が見込まれている。

このような本市の中心部が持つ特性を生かしながら、高齢者が仕事や社会活動、生涯学習などに積極的に参加し、必要に応じて医療や福祉、介護などの継続的なケアを受けられる環境へと発展させ、高齢者等のまちなか居住や大都市圏からの移住・定住を促進するなど、人口減少の抑制と中心市街地の活性化等につなげる、「旭川版 CCRC」と位置付けるまちなかプラチナベース※の構築に向けた各種調査等を行う。

※まちなかプラチナベース

平成27年10月に策定した旭川市まち・ひと・しごと総合戦略の中において、人口減少抑制に向けた具体的な施策として位置付けている。

第2 業務内容

1 事業の実施方法

本業務は、第1に掲げる目的のもと、まちなかプラチナベースの構築に向けた各種調査の実施、基本構想(案)の提案等を行うものであり、委託により実施する。

なお、本業務における「まちなか」とは、概ね旭川市中心市街地活性化基本計画(平成23年3月から平成29年3月)の区域とする。

2 業務名

まちなかプラチナベース構築支援業務委託

3 履行期間

契約締結日から平成29年3月15日まで

4 予算概要

本業務に係る予算総額は、10,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

5 業務内容

(1) 内部・外部環境調査

本市中心部における移住高齢者等の受入環境（医療、福祉、健康づくり、住環境、地域活動、買物、学び等）について調査を行い、結果を整理する。調査に当たっては、本市が提供する調査結果等（別紙のとおり）を使用することも可とする。

また、移住希望者（近隣市町村を含む道内、三大都市圏）へのアンケート調査を実施し、移住高齢者等の受け入れに当たつての本市中心部の特性、強み、課題等を明らかにする。

(2) 民間事業者参入意向調査

まちなかプラチナベースの構築に当たり、サービス提供や関連施設整備など、参入等が期待できる事業者、業態の把握を行うとともに、事業者参入に伴う課題について整理を行う。

(3) 高齢者就労受入需要調査

移住高齢者等が有するスキルを活用しながら働ける環境を作り出していくため、市内の民間企業が必要とする人材、職種、スキル、就労形態等について調査を行い、就労を希望する人材と民間企業とのマッチング事業を検討する。

(4) 各種調査等の結果分析

上記の各種調査等の結果について、分析を行う。

(5) 拠点整備手法、運営形態の検討

既存施設の配置を踏まえた上で、まちなかプラチナベースの構築に向けた拠点施設整備の必要性や手法とともに、地域性を生かした将来的にも持続可能な運営形態を検討し、それに向けたプロセスを提案する。

(6) まちなかプラチナベース基本構想（案）のとりまとめ

各種検討、分析結果を踏まえて、本市の特性を生かした「旭川版 CCRC」と位置付けるまちなかプラチナベースの実現に向けた基本構想（案）を提案する。

(7) その他資料作成支援

旭川市がまちなかプラチナベースの構築に向けて行う作業（関係機関との協議等）に使用する資料等について、作成支援を行う。

(8) 成果物の作成、提出

本事業の成果として最終報告書を作成し、提出すること（A4カラー刷り、10部）。また、電子データ一式についてもCD-R又はDVD-Rに記録して納品すること（1部）。

電子データのファイル形式については担当職員と協議すること。

第3 契約担当部局

旭川市地域振興部地域振興課

〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階

電話 0166-25-5316（直通） FAX 0166-27-3466

電子メールアドレス chiikishinko@city.asahikawa.hokkaido.jp

旭川市ホームページURL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

ホーム> 事業者向け> 入札・契約> 入札・契約情報> 委託・賃貸借

第4 参加資格要件

1 応募者の範囲

この企画提案に応募できる者は、NPO法人、公益法人、民間企業、その他の法人又は法人以外の団体及び個人（以下「団体等」という。）とする。

2 応募者の条件

次のすべての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (5) 市町村税（特別区にあっては都税）、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」と言う。）を提出しなければならない。

なお、この期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 共通

- (ア) 参加表明書（様式第1号） 1通
- (イ) 許認可証の写し 1通
※NPO法人など、法人等の設立に行政官庁の許認可が必要な場合
- (ウ) 当該市町村の市町村税（特別区にあっては都税）に滞納のないことの証明書 1通
※発行日が3か月以内のもの
- (エ) 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 1通
※管轄の税務署が発行する「納税証明書その3」
※発行日が3か月以内のもの

イ 法人の場合

- (ア) 履歴事項全部証明書（任意団体の場合は定款とする） 1通
※発行日が3か月以内のもの
- (イ) 決算書及び確定申告書の写し 直近の1期分
※管轄の税務署の受付印があるもの

ウ 個人の場合

(ア) 身分証明書（本籍地の市区町村が発行したもの） 1通

※発行日が3か月以内のもの

(イ) 確定申告書の写し 直近の1期分

(2) 提出期限 平成28年6月1日（水） 午後5時（必着）

(3) 提出場所 第3に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

(5) 留意点

ア 会社概要等のパンフレット等がある場合は併せて提出すること。

イ 提出された書類等については返却しない。また、ヒアリングの参加に要する一切の費用は応募事業者の負担とする。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、参加表明書の提出期限後2日（休日を除く）以内に次に掲げる事項を記載した確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 通知をした日の翌日から起算して2日（休日を除く）以内

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められることができる期限の翌日から起算して2日（休日を除く）以内に書面により当該説明内容を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は次の事項について説明、提案すること。

(1) 内部・外部環境調査

ア 本市中心部における移住高齢者の受入環境調査の内容、方法

イ 移住希望者（近隣市町村を含む道内、三大都市圏）へのアンケート調査の方法

ウ 本市中心部の特性や強み、課題等の分析・活用方法

(2) 民間事業者参入意向調査

ア サービス提供や関連施設整備など、事業者参入に当たっての課題の整理方法

- イ 参入等が期待できる民間事業者の把握や活用の方法
- (3) 高齢者等就労受入需要調査
 - ア 市内の民間企業が必要とする人材、職種、スキル、就労受入需要調査の方法
 - イ 企業が必要とする人材と民間企業のマッチングのイメージ
- (4) 拠点整備手法、運営形態の検討
 - ア 拠点施設整備の必要性及び将来的にも持続可能な運営形態の検討方法
 - イ 拠点施設の整備及び将来的にも持続可能な運営形態の実現に向けたプロセスの考え方
- (5) 基本構想（案）の提案に向けた考え方
 - (1)～(4)の結果を基本構想（案）に反映する上での考え方
- (6) スケジュールと実施体制、これまでの実績
 - ア 事業実施のスケジュール
 - イ 実施体制
 - ウ これまで官公庁から受注した同種業務（生涯活躍のまち（日本版 CCRC）構想を踏まえた計画策定に関連する業務のほか、総合計画、総合戦略等の策定に係る業務等）における実績

2 企画提案書の書式

提出に当たっては、企画提案書（様式第3号）に次の書類を添付すること。

(1) 説明資料

- ア A4判、片面印刷で20ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。
- イ 文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ウ 企画提案者名（略称、ロゴマーク等を含む。）は記載しないこと。
- エ ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。

(2) 業務に係る事業費積算内訳（任意様式）

3 企画提案書作成上の注意事項

- (1) 企画提案書は1部、添付書類は10部作成すること。
- (2) 企画提案は、一企画提案者につき一つ限りとする。
- (3) 提出期限経過後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 平成28年6月13日（月） 午後5時（必着）
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。また、企画提案書の提出期限より後において企画提案書等の修正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 市は、公募型プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができる。
- (4) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定に基づき、第三者に開示することができる。

第7 参加表明及び企画提案に係る質問

1 提出書類 質疑応答書（様式第2号）

2 提出期間

（1）参加表明書に関する事項

平成28年5月20日（金）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

（2）企画提案書に関する事項

平成28年6月6日（月）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

3 提出場所 第3に同じ。

4 提出方法

持参，電子メール又はファクシミリで提出すること。電子メール又はファクシミリの場合，必ず電話で送信した旨伝え，担当者に着信したことを確認すること。

5 留意点

（1）電話等口頭による質問は受け付けない。

（2）質疑応答書に複数項目を記載すること及び質疑応答書を複数枚又は複数回提出することは可とする。

（3）質問に対する回答は，企画提案書の提出意思を確認した者全員に文書又は電子メールにより回答し，併せて旭川市ホームページ上に公表する。また，回答書に記載した内容は，応募要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

旭川市ホームページURL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

ホーム> 事業者向け> 入札・契約> 入札・契約情報> 委託・賃貸借

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は，失格とする。

1 参加資格を満たしていない場合，又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合

2 提出書類に虚偽があった場合

3 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

5 その他法令違反等があり，不相当と認められた場合

第9 企画提案書の審査方法

1 企画提案書の受理

提出を受けた企画提案書について，記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い，さらに参加資格要件について再度確認した上で，適正と認められる者からの企画提案書のみを受理する。

2 審査会の設置

企画提案の審査，評価及び特定を行うため，まちなかプラチナベース構築支援業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

3 ヒアリングの実施

審査会において，提案内容をより理解するため，企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒア

リングを次のとおり行う。なお、企画提案者が概ね7者を超えた場合はヒアリングを実施する前に審査会による書類選考を行い、選ばれた者に対してのみヒアリングを行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。
- ウ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図面や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。
- オ スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。その他、パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。
- カ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び特定の対象から除外する。

(2) 実施日時及び場所

1の企画提案書を受理した者に対し、別途通知する。また、企画提案者が概ね7者を超え、審査会において事前に書類選考を行った場合は、選ばれた者に対し、実施日時、場所等について通知するとともに、選考外となった者に対してはその旨通知する。

4 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 企画提案の内容に関する項目 【配点40点】

各種調査等の実施内容、実施方法は事業目的に沿っているか、各種調査等の組み立ては適切か、企画提案の内容に、ノウハウなどが生かされ、創意工夫が見られる内容であるかなどを総合的に判断する。

(2) 実現可能性と事業効果に関する項目 【配点40点】

実現可能性や事業効果などについて総合的に判断する。

(3) 実施体制等に関する項目 【配点10点】

本業務を進めるに当たって、スケジュール、実施体制は妥当かなどを総合的に判断する。

(4) 参考見積価格に関する項目 【配点10点】

参考見積価格について総合的に判断する。

5 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ごとに、4の審査項目及び評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。

(2) 順位点の計算（第二段階）

各委員は、別紙「順位点採点表」にて、前項の「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

(例 1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点、5位＝5点、6位＝6点)

(3) 評価点の計算（第三段階）

(2)により求められた各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、最も評価点が低い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。なお、同点の場合は、(1)による当該同点者に対する各委員の審査点の平均点(最高点及び最低点を除いたもの。以下同じ。)が高い者を上位とする。最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれ

か1名の委員の点数を除くものとする。

ただし、審査点の平均点が50点を超えない者は、受託候補者として特定しない。

第10 審査結果の通知

1 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者にあつては、今後の事務手続の旨

(4) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

2 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し、説明を求めることができる。

(1) 提出期間

1の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時までとし、結果通知に別途記載する。

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

3 市長は、2の説明を求められた日から、7日以内に回答することとする。

4 受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

第11 契約の締結

1 契約締結までの流れ

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。なお、契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

原則後払いとするが、受託候補者と協議の上決定する。

第12 留意事項

1 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

3 提案書の使用期限

提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

4 辞退の場合の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で市へ報告すること。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	平成28年5月12日（木）から平成28年6月1日（水）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	平成28年6月2日（木）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から平成28年6月13日（月）まで
ヒアリング実施の通知	平成28年6月15日（水）予定
ヒアリング	平成28年6月21日（火）予定
企画提案書審査結果の通知	平成28年6月23日（木）予定
契約締結	平成28年7月上旬

(別紙) 本市が提供する調査結果等

項 目		備 考
人口		
	条丁毎の人口	一覧表, 500mメッシュ
	条丁毎の昼間人口(従業員人口)	一覧表, 500mメッシュ
条丁毎の人口密度(人口より算出)		一覧表, 500mメッシュ
都市機能		
	医療施設(内科又は外科を有する病院及び診療所)	一覧表, 地図上にプロット
	福祉施設(通所系高齢者福祉施設, 児童福祉施設及び障害者福祉施設)	一覧表, 地図上にプロット
	商業施設(専門, 総合スーパー及び百貨店)	一覧表, 地図上にプロット
	公的施設(国, 北海道, 旭川市の機関, 警察署, 消防署, 郵便局, 学校及び集会施設)	一覧表, 地図上にプロット
	文化施設(動物園, 各種運動場, 図書館, 美術館, 記念館, 科学館及び博物館)	一覧表, 地図上にプロット
公共交通	鉄道駅	一覧表, 地図上にプロット
	鉄道路線	地図上に表示
	バス停留所	地図上にプロット
	バス路線	地図上に表示
低未利用地		
	未利用宅地, 資材置場, 青空駐車場, 屋外展示場	地図上にプロット
	空き家	一覧表, 地図上にプロット

(様式第1号)

参加表明書

平成 年 月 日

(あて先) 旭川市長

申請者
住所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

業務名 まちなかプラチナベース構築支援業務委託

平成28年5月12日に公募のあった上記業務に係る公募型プロポーザルについて参加したいので、次の書類を添えて申込みます。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること、及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類		添付の有無
共通	許認可証の写し 1通	有・無
	当該市町村の市町村税（特別区にあっては都税）に滞納のないことの証明書 1通	有・無
	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※管内の税務署が発行する「納税証明書その3」 1通	有・無
法人	履歴事項全部証明書 1通	有・無
	決算書及び確定申告書の写し 1通 (税務署の受付印のあるもの)	有・無
個人	身分証明書（本籍地の市区町村が発行したもの） 1通	有・無
	確定申告書の写し 1通	有・無

担当者役職・氏名

連絡先TEL

FAX

E-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

旭川市受付印

(様式第2号)

質 疑 応 答 書

(あて先) 旭川市長

住所
商号又は名称
代表者氏名

質問年月日 平成 年 月 日

業務名	まちなかプラチナベース構築支援業務委託	
	質 疑 事 項	回 答 事 項

※質問書受付期限内に、直接担当課へ持参するか電子メール又はファクシミリで提出してください。
なお、電子メール又はファクシミリで提出する場合は、あらかじめ電話等で送信した旨を御連絡
ください。

(様式第3号)

整理番号	
------	--

企 画 提 案 書

平成 年 月 日

(あて先) 旭川市長

提出者
住所
商号又は名称
代表者氏名

印

業務名 まちなかプラチナベース構築支援業務委託

標記業務について、次の書類を添えて申込みます。
なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 説明資料
- 2 業務に係る事業費積算内訳 (様式任意)

担当者役職・氏名
連絡先 TEL
FAX
E-mail
(連絡先は間違いのないよう記入してください。)